

# I 計画策定にあたって

## 1 趣旨・背景

山形県では、平成22年に制定した「山形県子育て基本条例」及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、同年に、「やまがた子育て応援プラン」（山形県次世代育成支援行動計画後期計画（平成22年度～26年度））を策定しました。さらに平成27年度には、子ども・子育て支援法による新たな制度の創設にあわせ、「やまがた子育て応援プラン（平成27年度～令和元年度）」を策定し、本県に生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに成長するよう、また、一人ひとりの出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶い、みんなで支え合う「子育てするなら山形県」の実現に向けて、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、本県においても、全国と同様に、未婚化・晩婚化の進行や、進学・就職に伴う若年層、特に女性の県外流出が続いてきたことなどから、出生数は平成30年に6,973人と、初めて7,000人を切り、少子化の流れに歯止めがかからない現状にあります。

結婚や妊娠、出産は個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありません。しかし、少子化社会は、結婚や出産の希望が叶えにくい社会ともなりますし、また、地域社会の担い手の減少、現役世代の負担増加、地域経済の活力の低下などの懸念に加え、子どもの交流機会の減少による子どもの健やかな成長への影響など、地域社会の根幹を揺るがす大きな危機となります。

本県における少子化・人口減少は、出会いの少なさや結婚観・家庭観の変化等に起因する未婚化・晩婚化の進行、経済的負担の増大や核家族化の進展による子どもを持つこと・子育てに対する不安感・負担感の増大、さらには非正規雇用の増加などによる雇用環境の変化、大都市圏と地方圏の就業機会・生活環境等の格差など、様々な要因が重なった構造的な問題です。少子化対策はその効果が表れるまでに長い時間を要することから、集中的な取組みに加え、長期的展望に立って、粘り強く少子化対策を進めていくことが必要です。

このため、「やまがた子育て応援プラン」が計画期間である5年間を経過するのに伴い、山形で暮らす若者が、出会い、結婚し、妊娠、出産、子育てするまでの切れ目のない支援に加え、その支援の輪を山形に来てみたいと思っている人や家族にまで広げ、山形県民だけでなく、県外の人からも、「山形県で子育てしたい！」と思ってもらえる「子育てするなら山形県」の実現を目指す、新たな「やまがた子育て応援プラン」を策定するものです。

## 2 計画の性格

「やまがた子育て応援プラン」は次の3つの法令等に基づき策定する計画です。

- 次世代育成支援対策推進法(※) (平成15年法律第120号) に基づく山形県の行動計画です。
- 子ども・子育て支援法(※) (平成24年法律第65号) に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画です。
- 山形県子育て基本条例 (平成22年3月県条例第4号) に基づき、第4次山形県総合発展計画(※)を上位計画として、「子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に策定する計画です。
- さらに、「山形県子ども・若者ビジョン」(※)、「第6次山形県教育振興計画」(※) など関係計画と連携した計画とします。

### ※ 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために平成15年7月に制定された法律。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するための措置を講ずるもの。

### ※ 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の措置を講ずるもの。

### ※ 第4次山形県総合発展計画

県づくりの指針となる本県の総合計画。令和2年3月策定。

### ※ 山形県子ども・若者ビジョン

子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画及び山形県青少年健全育成条例に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画。

### ※ 第6次山形県教育振興計画 (後期計画)

本県教育の目指すべき姿と、中期的に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の方向性と具体的な取り組みをまとめたもの。教育基本法に基づく「地方公共団体における教育振興基本計画」として位置付け。

## 3 計画期間

- 令和2年度から6年度までの5ヵ年計画です。
- 計画期間内であっても、今後の社会情勢の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。